

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

有限会社ウジャト

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームのぞみ

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームのぞみ2号館

当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

## 1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは高齢者施設にとって重要であり、施設内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った介護が提供出来るよう、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施する。

## 2. 感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

(1)「感染対策委員会(以下「委員会」という。)」の設置

### ①設置の目的

施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

### ②委員会の開催

6ヶ月に1回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。感染症発生時必要な際は、随時委員会を開催します。

### ④委員会の役割

ア)施設内感染対策の立案

イ)指針・マニュアル等の作成

ウ)施設内感染対策に関する職員への研修の実施

エ)新入居者の感染症の既往の把握

オ)入居者・職員の健康状態の把握

カ)感染発生時の対応と報告

## 2 平時の対策

### 1. 施設内の衛生管理

当ホームでは、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、関係法令や関係団体等が推奨するマニュアル(指針)に準じホーム内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

### 2. 感染症対策

職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意いたします。

### 3. 外来者への周知

ポスター等の掲示を通じ、外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止を図ります。

### **3 発生時の対応**

- (1) 当事業所内で感染症が発生した場合は、委員会が中心となり、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡と対応を行う。委員会は、その内容及び対応について、会社組織及び全従業員に周知する。
- (2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政へ委員会が報告する。
- (3) 感染拡大の防止を委員会が協議し、行政・保健所からの指示に従い、会社組織及び全従業員に周知し実施する。
- (4) 必要時、関係機関と情報共有や連携して、まん延しないようにする。外部会社へ情報配信する場合や会社として公表する場合は、個人情報を十分配慮する。

### **4 閲覧**

本指針は、利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

#### **附則**

本指針は、令和6年3月1日より施行する。